

○鎌倉市行政財産の目的外使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定により徴収する行政財産の目的外使用料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可した場合の使用料（以下「使用料」という。）の額は、次に定めるところにより、第1号、第3号及び第4号については月額を基礎とし、第2号については同号の規定により算定するものとする。

(1) 土地（従物を含む。）については、近傍類似の土地に対する地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の固定資産課税台帳登録価格（以下次号において「登録価格」という。）に比準して市長が定める当該土地価格の1平方メートル単価に3/1,000及びその使用面積を乗じて得た額の範囲内で市長の定める額

(2) 前号の規定にかかわらず、電柱、地下埋設物等を設置するために使用する土地については、鎌倉市道路占用条例（昭和57年1月条例第12号）第3条及び別表の規定を準用して算定した額

(3) 建物（従物を含む。）については、類似の建物の登録価格に比準して市長が定める当該建物価格の1平方メートル単価に8/1,000及びその使用面積を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額に、当該使用面積に係る建物敷地の使用料の額を加えた額

(4) 土地及び建物以外のものについては、適正な時価に基づき市長が定める額

2 前項第3号の場合で、当該建物が民有地の上にあるときは、同号の規定により加算する敷地の使用料の額は、本市が土地所有者に対して支払うべき地代相当額に基づき算定するものとする。

(使用料の納付方法)

第3条 使用料は、前納しなければならない。

第4条 削除

(使用料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 使用者が国、他の地方公共団体その他公法人又は公共的団体でその公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 使用者が本市の職員共済組合その他本市職員をもって構成される各種団体であるとき。

(3) 使用者が地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

(4) 使用者が太陽光発電設備（その附属装置等を含む。）を庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地に設置するとき。

(過料)

第6条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可しているものに係る使用料は、この条例に基づく使用料とみなす。

付 則 (昭和44年12月17日条例13) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後に発する督促状に係る延滞金の徴収について適用する。

付 則 (昭和61年3月31日条例22)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月2日条例26) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成19年3月1日条例31)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年12月27日条例32) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則 (平成25年7月3日条例11)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成26年12月25日条例31) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。